

平成22年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

警察本部

平成22年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
（一般会計）

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	債務負担行為に関する調書		1

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成21年度鳥取県継続費精算報告書について	会計課	2
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	（5）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年11月2日専決）	監察官室	3
	（6）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年11月2日専決）	監察官室	4
	（16）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年11月11日専決）	監察官室	5

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額 金額 千円	左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円		特 定 財 源	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成22年度 運転免許証更新講習 委託	67,086	0	0	67,086			67,086		
平成22年度 行政処分者講習委託	47,810	0	0	47,810			47,810		
平成22年度 警察学校等給食業務委託	56,448	0	0	56,448			37,734		18,714
平成22年度 警察本部庁舎機械設備等 保守管理委託	84,195	0	0	84,195					84,195
平成22年度 警察署環境衛生保守管理 委託	9,190	0	0	9,190					9,190
平成22年度 警察署等昇降機設備保守 管理委託	21,940	0	0	21,940					21,940

平成21年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画			実 績			比 較				
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳			
			円	特 定 財 源	一 般 財 源	円	特 定 財 源	一 般 財 源	円	特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	
9	1	監修業務費 鳥取県自動車運転免許試験場移転 事務管理費	282,425,000	281,000,000	1,425,000	円	209,052,204	208,000,000	1,052,204	円	73,000,000	円	372,796
			772,286,000		572,286,000	200,000,000	750,136,624		550,136,624				22,149,376
							27,356,700		27,356,700				△ 27,356,700
			1,054,711,000	281,000,000	573,711,000	200,000,000	986,545,528	208,000,000	578,545,528	200,000,000	73,000,000		△ 4,834,528

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成22年11月2日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成22年11月2日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 国</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金303,188円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成22年4月27日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字八橋地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警務部警務課所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、運転操作を誤り、走行車線を外れて歩道に逸脱し、和解の相手方が設置するガードパイプに衝突し、同ガードパイプを破損させたものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年11月2日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成22年11月2日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金11,445円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生日 平成22年7月31日 イ 事故発生場所 東伯郡北栄町松神地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を側道の左側に停車させ、後方確認しないまま、降車しようとドアを開けたところ、後方から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成22年11月11日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成22年11月11日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 岡山市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金276,949円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生日 平成22年10月7日</p> <p>イ 事故発生場所 米子市和田町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を運転中、十分な安全確認を行わないまま対向車線へ転回したため、前方から同車線を直進してきた米子市在住の個人が運転する和解の相手方使用の小型乗用自動車危険回避したところ、操作を誤って路外に逸脱し、同車両が破損したものである。</p>